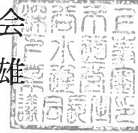




令和2年10月1日

深谷市長 小島 進 様

深谷市上下水道事業運営審議会
会長 岩 崎 行 雄



深谷市公共下水道受益者負担金及び深谷市農業集落排水受益者分担金の再編について（答申）

令和2年7月29日付け深企業発第96号により、深谷市長から「深谷市公共下水道受益者負担金及び深谷市農業集落排水受益者分担金の再編について」の諮問を受け、本審議会において慎重に審議を進め、その結論を得ましたので、下記のとおり答申します。

記

1. 公共下水道受益者負担金について

公共下水道受益者負担金は、旧市町における整備区域の事業費を根拠として算定した単価で賦課・徴収を行っており、単価算定の根拠となっている整備区域の整備を現在も実施している。このような状況において単価の再編を行うことは、同じ整備区域内の受益者間で負担金額に差異が生じてしまうこととなる。

このため、現整備区域の整備が完了するまでの間は現行の単価を維持することとし、次期整備計画を策定する際に算定する事業費を根拠として、単価及び制度の再編について検討されたい。

2. 農業集落排水受益者分担金について

農業集落排水受益者分担金は、各処理区における事業費を根拠として算定した金額で賦課・徴収を行っている。また、一部の処理区では受益者分担金を組合が徴収・償還しており、市が賦課・徴収している処理区と負担方法が異なる状況である。このような状況で農業集落排水受益者分担金の再編を行うことは、組合との調整などの課題が生じてしまうこととなる。

このため、償還が終了し、組合が解散するまでの間は現行の金額を維持することとし、すべての組合が解散した後に金額の再編について検討されたい。



3. 農業集落排水の公共下水道への統合に伴う受益者負担について

公共下水道へ統合される処理区における現農業集落排水使用者及び統合された処理区において新規に接続する使用者に係る受益者負担については、次のとおりとする。

(1) 公共下水道へ統合される処理区における現農業集落排水使用者について

現農業集落排水使用者については、農業集落排水受益者分担金をすでに賦課・徴収済であることを鑑み、公共下水道受益者負担金を全額免除扱いとされたい。

(2) 公共下水道へ統合される処理区における新規接続者について

新規接続者については、公共下水道の取扱いとなることから、公共下水道区域外流入負担金を賦課・徴収することとし、単価は現行の制度によるものとされたい。

4. 附帯意見

(1) 今後の検討について

現行の公共下水道受益者負担金及び農業集落排水受益者分担金については、それぞれの整備区域及び処理区の事業費に基づき算定されていることから、現行の制度を維持されたいと答申するものである。しかしながら、合併後において、整備区域及び処理区ごとに単価及び金額が異なっている現状は、市民全体の観点からは、受益者負担の統一が図られていないことから、将来的には速やかな再編が必要と考える。

したがって、今後は現行の制度における課題を整理し、再編の方向性について検討を進められたい。

(2) 周知について

農業集落排水の公共下水道への統合に伴う受益者負担については、対象者に対して周知と説明を行い、理解を得られるよう努められたい。



深谷市上下水道事業運営審議会 委員名簿

会 長	岩 崎 行 雄
副会長	小 林 賢一郎
委 員	大 谷 かをる
委 員	引 間 ふじ子
委 員	江 黒 絹 代
委 員	梅 澤 克 江
委 員	栗 田 睦 代
委 員	石 塚 孝 子
委 員	簗 輪 幸 三
委 員	大 渡 栄久美
委 員	今 井 幸 子
委 員	萩 原 昭 一
委 員	本 田 壽
委 員	持 田 寿 子
委 員	山 崎 典 子

深谷市上下水道事業運営審議会 審議経過

	開催日及び会場	審議内容
第1回	令和2年7月29日(水) 岡部公民館大会議室	・諮問 ・公共下水道受益者負担金及び農業集落排水受益者分担金の現状と課題について
第2回	令和2年8月12日(水) 深谷市役所大会議室	・公共下水道受益者負担金及び農業集落排水受益者分担金の今後の方針について
第3回	令和2年8月26日(水) 岡部公民館中会議室	・答申について